

令和 7 年

区民委員会会議録

と き 令和7年9月22日

品川区議会

令和7年 品川区議会区民委員会

日 時 令和7年9月22日(月) 午前10時00分～午前11時17分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 西村直子 副委員長 藤原正則
委員 こしば新 委員 おぎのあやか
委員 この孝子 委員 せらく真央
委員 高橋伸明

出席説明員 川島地域振興部長 平原地域活動課長
澤邊生活安全担当課長 今井八潮まちづくり担当課長
築山戸籍住民課長 小林地域産業振興課長
栗原創業・スタートアップ支援 辻文化観光スポーツ振興部長
担当課長
大森文化観光戦略課長 守屋スポーツ推進課長

○午前10時00分開会

○西村委員長

それでは、ただいまより区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

また、録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

併せまして、本日、写真撮影・録画の許可申請がございましたので、議題に入る前に許可するかしないかを判断するため、各会派のご意見をお聞きしたいと思います。なお、これまでの例としては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可しております。

それでは、まず写真撮影の許可申請につきまして、お伺いをしてまいりたいと思います。自民からお願いします。

○こしば委員

前例のとおり、冒頭で。

○おぎの委員

いつでも大丈夫です。

○こんの委員

前例どおりで。

○せらく委員

いつでも構いません。

○高橋（伸）委員

冒頭でお願いします。

○西村委員長

それでは、録画の許可申請につきまして、自民からお願いいたします。

○こしば委員

前例のとおりで。

○おぎの委員

いつでも大丈夫です。

○こんの委員

前例どおりでお願いします。

○せらく委員

いつでも問題ありません。

○高橋（伸）委員

冒頭でお願いします。

○西村委員長

それでは、写真撮影および録画については、「議題に入る前のみ」が3名、「議題に入る前に限らず」ですが、副委員長は同じご意見ということでよろしいですか。

○藤原副委員長

はい。

○西村委員長

かしこまりました。では、「議題に入る前に限らず」が3名ということでございましたので、3名と3名ということで、私のほうで、これまでどおり議題に入る前のみ写真撮影および録画は認めるということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

1 議案審査

(1) 第104号議案 品川区印鑑条例の一部を改正する条例

○西村委員長

それでは、議案審査に入らせていただきます。

(1)第104号議案、品川区印鑑条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○築山戸籍住民課長

第104号議案、品川区印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。資料1ページをご覧ください。

項番1、改正の背景でございます。令和5年6月9日に公布されたマイナンバー法の改正により、健康保険証とマイナンバーカードが一体化され、従来の紙の健康保険証の廃止とマイナ保険証への移行が定められました。令和6年12月2日から、従来の健康保険証の新規発行が停止され、健康保険等の被保険者資格の確認はマイナンバーカードを用いた電子資格確認により行うことが基本となりました。一方、マイナンバーカードによる電子資格確認を受けることができない方については、資格確認書により資格確認を行うこととされました。

令和6年12月1日以前に発行された従来の健康保険証については、1年間、有効期間が先に到来する場合は有効期間までの間を有効とみなす経過措置が設けられているところですが、令和7年12月2日以降、完全廃止となります。

こうした背景を踏まえ、項番2の改正概要になります。従来の健康保険証の廃止に伴い、印鑑登録の申請の際における本人推定書類の見直しを行い、条例を整備するものです。

現行では、印鑑登録の際の本人確認として、日本の官公署発行の顔写真付きの本人確認書類、例えばマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等を用いておりますが、これらの顔写真付きの本人確認書類がない場合は、本人推定書類として、健康保険証をはじめとして、年金手帳、社員証、学生証、その他本人であることを推定させる書類を用いて本人確認を行っています。

このたび、健康保険証が廃止されることから、本人推定書類から健康保険証を削除し、健康保険の資格確認書を本人推定書類として追加することにします。そのため、品川区印鑑条例の一部を改正します。

改正箇所につきましては、項番3、新旧対照表、次のページをご覧ください。

第5条3項の「健康保険証」を「健康保険の資格確認書」に改正します。

3ページをご覧ください。同じく第5条5項も同様に改正します。また、付則に「公布の日から本条例を施行する」旨を定めます。

1 ページにお戻りください。項番 4、施行期日でございますが、公布の日から施行いたします。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○この委員

改正に伴って、資格確認書で本人確認をされるということを理解いたしました。施行期日なのですから、まず確認ですが、公布の日から施行するということですから、最終本会議でこれが議決をされて、翌日からということか、施行期日というのはいつになるのかというのを、まず 1 点確認させていただいて、もう 1 点が、ご本人確認で、この手続を行うときに、資格確認書を使うという場面で関連してお聞きしたいのですが、ご本人が手続に来られない場合、代理人の方が来るということがあると思うのですが、その際も同じように、代理人の方の確認は、マイナ保険証がない場合には資格確認書でいいのかといったところを教えてください。

続けて 3 点目が、ホームページにこの登録の内容が記載をされておりますけれども、そこに確認、必要な持ち物として、本人確認に必要なものとして、健康保険証というふうになっているのは、これは当然、資格確認書というふうに記載し直すのだらうと思うのですが、施行期日と、ホームページのアップデートというのはどういうふうにされるのかという、この 3 点を確認させてください。

○築山戸籍住民課長

まず期日でございますが、これは、議決後、公布日が決定しますので、その時期に合わせるということになります。

続きまして、代理人がお越しいただく場合の手続でございますが、まず委任状が必要になりまして、それから代理人の本人確認書類が必要となります。本人確認書類につきましては、本人のマイナンバーカードですとか、そのほか手続に必要な書類となっています。あと、代理人による登録をした後に、本人の住所地あてに照会書兼回答書というものを送付いたしますので、そうしましたら、もう一度お越しいただきまして、お越しいただくときに、代理人がまた来る場合は、委任状を、そしてご本人が記載をした照会書兼回答書、そして本人の本人確認書類等をお持ちいただくという手続となります。

3 点目のホームページでのアップデートでございますが、これは施行日に合わせてホームページにアップデートをさせていただく予定でございます。

○この委員

ありがとうございました。代理人のところだけ、もう一度お聞きしたいのですが、今、流れをご説明していただいて、ありがとうございました。要するに、委任状を持ってきて、代理人の方の本人確認も必要だと。そのときに、この確認は資格確認書でよろしいのですよねという確認だけでした。これで代理人の方の本人確認ができるのですかというところを確認をさせていただきたかったというところでは。

あと、ホームページ等々は分かりました。あまり混乱のないようにしていくということが必要だと思いますので、どうかその辺のところの工夫をよろしくお願いします。

代理人のところだけ、お願いします。

○築山戸籍住民課長

代理人の資格確認についてですが、1 枚で確認できる顔写真つきのものがあれば、それ 1 枚でもいいのですが、資格確認書の場合は顔写真がありませんので、そうした場合は、2 種類の書類が必

要になってきますので、資格確認書のほか、その他、例えば年金手帳だったり、そのほか、病院の診察券等の複数の書類を持ってきてもらって、本人確認ということにさせていただいております。

○西村委員長

ほかにご発言ございませんでしょうか。

○こしば委員。

ご説明ありがとうございます。

確認をしたいのですけれども、今回、保険証の新規発行の停止に伴って、保険証自体はまだ1年間の経過措置がありますけれども、マイナンバーカードは持つてはいるのだけれども保険証にひもづけていない方もいらっしゃるかと思います。そうすると、そもそもマイナンバーカード普及率は、今7割後半か8割か、多分それぐらいかなと思うのですけれども、この保険証とのひもづけがまだできていない、あえてしてない方もいらっしゃるかもしれませんが、そのパーセンテージは大体どのぐらいいらっしゃるか教えていただけますか。

○築山戸籍住民課長

マイナンバーカード自体は、現在78%が今年6月末の保有率になっております。しかしながら、保険証とのひもづけをしていない方の割合については所管外になっておりまして、戸籍住民課では把握していないところでございます。

○こしば委員

所管外ということで、確かにそうなのですけれども、できる限りは、所管外ではありつつ、横串を刺して、やはり数字も上昇といいますか、マイナンバーカードを持っている方に等しく健康保険証もひもづけていただけるような、それが結果的には医療行政の進歩にもつながってくると思いますので、その辺は柔軟に取り組んでいただきたいと思います。

○西村委員長

ほかにご発言はよろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第104号議案、品川区印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いいたします。

○こしば委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○こんの委員

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○西村委員長

それでは、これより第104号議案 品川区印鑑条例の一部を改正する条例について、採決いたしま

す。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 第101号議案 令和7年品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）

○西村委員長

次に、(2)第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○澤邊生活安全担当課長

それでは、私のほうから、第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算、この中身は二本立てでございます。「住まいの防犯対策助成事業」、それから「地域見守り活動助成金」について、2本合わせて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、Side Booksで、「補正予算書」という題名の資料をお開きいただければと思います。この資料の14ページから15ページの上の段をご覧くださいけれども、今般、区民の防犯機器等の購入支援、それから町会の防犯カメラ設置費用助成にかかる補正予算を合わせまして、歳出予算の2款総務費、2項地域振興費に7,949万1,000円を追加しまして、合計で68億8,565万3,000円とするものでございます。

続きまして、15ページになりますけれども、歳出予算。今回の補正予算の内容でございますけれども、生活安全推進事業（地域活動課）としまして、住まいの防犯対策助成事業、地域見守り活動助成金を合わせまして防犯活動団体支援を7,949万1,000円を計上するものでございます。

続いて歳入につきましてですけれども、ページが戻りまして、12ページから13ページの上の段をご覧ください。14款都支出金、2項都補助金につきまして、13ページに記載がございますが、6節防犯機器等購入緊急補助金の充当事業として、本件の防犯活動団体支援に3,202万円、1節防犯設備整備補助金の充当事業として、防犯活動団体支援に計上することとしております。今回、東京都から交付されました各補助金の全額を事業の歳入に充てております。

それでは、事業の詳細につきましては、補正予算書をお閉じいただきまして、Side Booksの別資料として、第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算「住まいの防犯対策助成事業」についてという題名の1枚物の資料をご覧くださいと存じます。よろしくお願いいたします。

まず1番の目的になりますけれども、令和6年度に、いわゆる「闇バイト」により実行者を募った強盗事件が多発しまして、毎日のように新聞紙面をにぎわせました。都民・区民の体感治安が非常に悪化したと思われます。本補助金につきましては、令和6年度から区独自で防犯機器等の購入助成を実施しておりますけれども、新たに本年1月に都の補助金制度が発表されたことを受けまして、都補助金を活用して事業の拡充を図り、区民の防犯機器等の購入を支援するものでございます。

続きまして、2番の助成内容でございます。（1）の助成金額につきましては、上限4万円、助成率は対象経費の4分の3。

(2) 対象者は、区内に住所を有する方となっております。

(3) 補助対象でございますけれども、昨年度までは戸建てのみでしたけれども、集合住宅にまで拡充をいたしました。

(4) 対象設備は、防犯カメラ、カメラ付きインターホンの2品目のみでしたけれども、防犯ガラスや防犯フィルムといった、記載の12品目まで拡充をいたしました。

続きまして、3番の申請期間でございますけれども、令和7年4月1日から令和8年3月13日までを予定しております、品川区電子申請サービスによるオンライン申請のほか、書類申請も可能としております。

4番の補正予算額につきましては、先ほどの補正予算書でも読み上げさせていただきましたが、今回の内訳につきましては、昨年の事業実績と本年の事業実績を基にしまして、年度合計を約1,600件としまして、当初予算計上分の76件を差し引いた1,525件の申請を想定しております。これに伴いまして、助成金が6,100万円、書類の郵送代等が14万9,000円として予算計上をさせていただいております。

歳入につきましては、同じく冒頭にご説明したとおり、本助成金は東京都の補助金3,202万円を見込んでおります。

続きまして、恐縮でございますが、同じく第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算「地域見守り活動助成金」について、ご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、本年度、当初予算化させていただきましたけれども、町会・自治会の皆様から大変ご好評を博しております、当初の予想を超える申請をいただいたことから、不足分について補正予算として計上させていただくものです。

補正予算書の説明は先ほど併せて説明させていただきましたので、別資料として、第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算「地域見守り活動助成金」についてという題名の1枚物の資料をご覧いただければと思います。よろしくお願いします。

1番の目的からになりますけれども、東京都の補助金制度を活用しまして、地域見守り活動に自主的に取り組む町会・自治会といった地域団体に対しまして、防犯カメラなどの防犯設備や防犯活動に必要な装備品の購入に対して補助し、安全で安心なまちの実現に寄与するものでございます。

本助成金につきましては、令和7年度当初予算の不足分について補正予算をお願いするものでございまして、続いて2番の助成内容でございますが、(1)の助成金額につきましては、1地域当たり上限600万円、助成率は対象経費の24分の23となっております。

また、(2)の対象者につきましては、防犯活動に自主的に取り組む区内の地域団体である町会、自治会などを念頭としております。

(3) 対象設備としましては、防犯カメラをはじめとした機器の防犯設備、器具としております。

続きまして3番の申請期間でございますが、本年5月末で終了しております。

4番の補正予算額につきましては、先ほどの補正予算書でも読み上げさせていただきましたが、今回の内訳につきましては、当初想定件数145台のところ、173台の防犯カメラ設備要望をいただきましたので、追加の助成金1,834万2,000円として補正予算を計上させていただいております。

歳入につきましては、同じく冒頭に説明したとおり、本助成金は東京都の補助金を追加で、2,251万9,000円を充てております。

私から、2本の補正予算の説明については以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

す。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○おぎの委員

ご説明ありがとうございます。

目的のところで、このところ、闇バイトが関係すると思われる強盗事件等が発生する中でということで、非常に治安の悪化を懸念していることだと思われていますが、実際、今、品川区の区内では、そういった強盗事件等が起きているのかということが1点と、あと、今回、集合住宅にまで拡充したということで、集合住宅ですので、マンションの管理組合等から申請が来るのかなとは思いますが、申請を受けた後、今後の流れを教えてください。

○澤邊生活安全担当課長

2点ご質問いただきました。1点目は、品川区内の強盗事案の発生ということでございますが、今、詳細については、ちょっと私のほうでお答えできませんけれども、各警察署からヒアリング等しておりまして、そういった大きな事案というのは、現在のところ耳にしているわけではございません。区内についてはということでございます。

続きまして、管理組合等々のほかの団体の助成ということでございますけれども、ここは、いわゆる個人の区民の方を想定しているものでございますので、管理組合等々については対象としてはおりません。町会等々につきましては、別の住まいの防犯対策以外のところで、また施策がありますので、そちらのほうを活用いただければと存じます。

また、その後の受付の流れですけれども、この住まいの防犯対策につきましては、まず区民の方が購入をしていただいて、その領収書だとか設置した場面の写真、こういったものを併せて提出いただくということで、事前申請ではございませんので、まず買っていただいた後に当課のほうに申請していただくということでございます。もちろんこれまで色々問合せ等ございまして、こういうのが当たるのかということで、事前にご相談いただくこともありますし、そういったところについては丁寧に説明をさせていただいております。

○おぎの委員

ありがとうございます。区内では、まだそういった大きな事件が発生はしていないということで、少し安心しました。都のほうで予算を出してくれていますので、こちらをしっかりと活用して、区民の方の安全に努めていただけたらと思います。

流れなども、個人が購入して事前申請ということで、思っていたのと違って、より使いやすい制度だなと思っております。ぜひこちらのほうは広く告知をしていっていただきたいと思います。

○西村委員長

ほかにご発言ございませんでしょうか。

○こんの委員

まず、住まいの防犯対策のほうですけれども、助成額が上限4万円ということで、対象設備が12品目にまでなったということで、これは、何個かつけたいですと。フィルムもつけたいし、カバーもつけたいしというふうに何個かチョイスをして、4万円以上費用がかかっても、4万円まで補助してくださいという、こういう理解でいいですかというのが1点です。

それから、申請なのですけれども、先ほどご説明がありましたオンライン申請が基本だということで、

買われたもの、設置したものの写真をということなのですが、これまでも多分、電子申請がなかなか難しく写真もというような、いわゆる高齢世帯のお宅など、申請のハードルが高いというか、申請しにくい。こういう方々がおられたと想像するのですけれども、その辺のところはどのような対応で、より申請がしやすくなる方法など、どんなふうにお知らせをして、どんなふうに対応しているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○澤邊生活安全担当課長

今2つのご質問をいただきました。まず1点目でございます。何個かつけたいといったご自宅があった場合ですけれども、そこについては、委員がおっしゃられたとおり、4万円が上限となりますので、4万円ということで補助をお願いさせていただいてます。よろしくお願いいたします。

2点目の申請の状況でございます。確におっしゃるとおり、高齢者の方の申請も非常に多うございます。そうした場合は、オンラインが基本でございますけれども、窓口のほうに来所していただければ、出し方だとかシンプルなやり方、紙ベースでのやり方も我々のほうでご説明を申し上げますので、そのところは一つ一つ確認しながらやっていただきまして、あとは町会やほかのところの部分についても、こういった形については色々お知らせしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○このんの委員

ありがとうございます。設置したものが何個かあって、4万円以上は、それはご自分ですよ。4万円までは補助しますけれども、それを超した部分は自費ですよといったところを確認しました。

それから、申請ですけれども、やり方等々あると、今は間々ガラケーを持っていらっしゃる方もいて、ほとんどがスマホで写真というのが当たり前の世界にはなってきたものの、その辺のところの機器の扱いとかというのがなかなか難しいという方も間々いらっしゃる。そうした場合には、お問合わせ、申請したいですと、もし電話なりがあった場合は、可能でしたら職員の方が現地に行って、「ここですね」というのを写真を撮って、それを提出するみたいなことをしてさしあげられればいいのかないところも思いました。高齢者の方々が、電子申請はとても効率がいいのですが、一方でそのハードルがためになかなか申請ができませんというようなことも考えられるので、そのご対応の工夫をお願いしたいところですよ。何かございましたら、お願いします。

続けて、地域見守り活動のほうですけれども、まず、申請期間ですが、5月で終わってしまったというのは、これは理由をひとつお聞きしたいと思います。

あと、当初、145台を予定していたのが173台ということで、町会・自治会の方々も防犯については、すごく意識が高いと思うのですけれども、申請をされた町会のほか、この5月以降にも、やはり町会員さんから、あそこにもあったほうがいいのか、ここにもあったほうがいいのかみたいな意見が出る場合に、町会の総会などで出たりもするので、年度途中でもそうしたことができるようになるほうがいいのかと考えたところですが、その対応については、どのようにされていくのか、方向性などを教えてください。

○澤邊生活安全担当課長

今3点のご質問をいただきました。まず1点目でございます。申請のところで、スマホで写真を撮るのが当たり前の時代といえども、高齢者の方のハードルが高いのではないかとご質問でございます。おっしゃるとおり、そういったところも若干感じるころがありますが、本事業は想定が1,600件ということでございますので、なかなか全部にというのはあれなのですけれども、個々事案の状況に応じて、そこについては対応できるものは対応していくことも考えていきたいと思っております。

2点目です。地域見守り活動助成金の部分でございます。5月末で終わりということで、その理由はということでございますけれども、これは都の補助金を使っていますので、都の締切に合わせるとそういったことになってしまうということでご理解いただければと存じます。

また、締切以降につきまして、問合わせということでございますけれども、そういった都の制度の仕組みもあって、5月末で終わりにさせていただきますけれども、そういったところにつきましては、来年度も本事業の継続の検討をしておりますので、そういったところをご案内させていただいたり、あとはそのところが不安というのであれば、区のほうのパトロールだとか、そういったところに対応させていただくということで説明させていただいております。よろしくお願いいたします。

○こんの委員

ありがとうございます。地域見守りのほうですけれども、5月末の理由が分かりました。確かに都の補助金を使っているという関係上、そうなのかなと思うのですが、先ほどの質問の答弁でありましたけれども、今地域の強盗事件など、こういうのは区内では一応ないということなので、安心はできませんが、この先、万が一そういう事案が起きないとも限らない。そうしたときに、急遽、防犯カメラをつけたいですみたいなことが起きてきた場合は、ぜひ区の裁量で、そうしたことへの対応もしていただけるような考え方を持っていたいただきたいというところですが、その点はいかがでしょう。

○澤邊生活安全担当課長

今ご質問いただきましたけれども、今回の町会・自治会等の補助というのは、前提として地域の見守り活動をしていただいている団体ということでございまして、そういった団体だからこそお願いするということになっております。

急遽そういった事案が発生した場合につきましては、仮の話はあれですけれども、例えばですけれども、都の助成金を使用しないような形だとか、そういったところも含めて検討していければと思います。

○こんの委員

ありがとうございます。色々なことを想定して、どこまでしておくのかというのは、ちょっと考えるところもあるとは思いますが、うまくいうか、町会・自治会の方々がご自分たちで防犯を強めていきたいといったところには、できる限りお応えができる、サポートができる、支援ができる体制というのはありがたいかなと思いますので、予算として、財政として予算の限りはあるわけですが、そうしたことをお考えとして持っていたいただいているということも今確認ができましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

○西村委員長

ほかにご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いいたします。

○こしば委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○こんの委員

賛成です。

○せらく委員

賛成です。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○西村委員長

それでは、これより第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 令和7年請願第13号 小規模事業者を下支えするためのプッシュ型支援の導入求める請願

(2) 令和7年請願第14号 インボイス制度による事業者への影響の実態調査を品川区独自で行う請願

○西村委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

(1)令和7年請願第13号、小規模事業者を下支えするためのプッシュ型支援の導入求める請願および
(2)令和7年請願第14号、インボイス制度による事業者への影響の実態調査を品川区独自で行う請願の
2件につきまして、関連する内容のため、一括して議題に供します。

進め方といたしまして、2件の請願について一括して、説明、質疑を行い、その後、その取扱いについて、1件ずつ、各会派のご意見を確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これら2件の請願は、初めての審査でありますので、一括して書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○西村委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

それでは、私のほうから2件まとめてご説明申し上げます。

まず、区が実施するプッシュ型について、周知、実態把握について、具体的に現状のご説明を申し上げます

まず周知につきましては、区ホームページ、それから地域産業振興課が運営する中小企業向け支援サイトのホームページ、それから広報紙、SNS、メールマガジン等で行っております。また、事業者の皆様の実態把握としましては、年間4,000件弱のご相談を区では承っております。これは、中小企業センターの相談窓口や専門家派遣、それから区内5か所にある創業支援施設などでございます。請願にもありましたように、経営者の皆様の問題は複合的ということでございますので、ご来所された目的以外のお悩みについても丁寧にヒアリングさせていただいているところでございます。

そして、具体的支援につきましては、こういった4,000件のご相談の内容を踏まえて、融資、助成金、専門家、それからセミナー、こういったもののメニューを企画し、施行しているところでございます。

プッシュ型支援の具体例としましては、例えばコロナのときには、テレワークですとか家賃補助などを行いまして、これに関しては、全戸配付でチラシをまかせていただきました。それから、今年の4月に、トランプ大統領が相互関税を導入するというご発言がございましたことを受けまして、区では速やかに米国による相互関税措置等に伴う特別相談窓口というものを開設しているところでございます。

それから、昨年度から、品川スタートアップ・エコシステムというものを構築しまして、こちらは、行政から中小企業の皆様への一方的な情報発信のみならず、中小企業、それからスタートアップ同士、もしくは企業同士が相互に情報交換できる、そういう仕組みを整えているところでございますので、そういったところで色々な手法を用いて発信、情報を提供する場を設けているところでございます。

続きまして、インボイス制度による事業者への実態調査につきましてでございます。まず品川区を含む各自治体においては、区内事業者の登記情報などを把握しておらず、一律的にこういったものは国が管理するものとなっておりましてございます。また、インボイス関連情報の管理という点を踏まえて、昨年、国が事業者向けに調査を実施するという事だったものの、一旦中止になったところですが、今年の4月に再調査が行われたところでございます。今、国のほうでこの調査の結果をまとめていると聞いておりますので、まずはその調査結果と、それらを踏まえた国の動向等を把握してまいりたいと考えております。

○西村委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○おぎの委員

ご説明ありがとうございます。今、区も色々こういった伴走的な支援をされている窓口をつくっているという、それで年間4,000件ほどご相談があるということをお伺いいたしました。分かっている事業者の方々は、ご相談に来れるのですけれども、そういった支援が分からないまま、相談もできず困っている中小企業やフリーランスの方っていると思うのですけれども、区が区内の事業者の全体を把握するのというのは、やはり難しいのでしょうか。国がということですが、どうでしょうか。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

今のご質問についてでございます。まず、例えば住民票情報でしたら、戸籍住民課のほうで住民基本台帳のほうで管理をしているところでございますけれども、事業者につきましては、そういったものがまずないといったところでございます。

例えば、法人につきましては法務局のほうに登記をしていただく、個人事業主の方につきましては税務署のほうに開業届を出していただくといったような形をとっておりまして、特に区のほうに何か品川区で事業をしますということで届出をするというものがないものですから、正式に全体を把握する、そういったシステムがそもそもないといったところでございます。

○おぎの委員

ありがとうございます。そうしますと、事業者が出される開業届とかは国ですし納税とかは税務署なので、実際、どれだけの数の事業者が区内にいるという母数を把握するのが、まず区としては難しいということですね。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

そうですね。大体の数につきましては、それこそ国勢調査ですとか経済センサス等で把握しているところですが、実質の全体の実態というのは、正確なところが難しいといったところと、今回論点になっているインボイスに関しましては、免税事業者とあって、小規模ですとかフリーランスの方が対象というところですが、とりわけ免税事業者につきましては、税務署のほうで納税情報を管理しているので、それこそ免税事業者、課税事業者といった税の区分のところにつきましては、なかなか区の方では把握できないといったところでございます。

〇おぎの委員

ありがとうございます。区内の事業者の方の全容がつかめない中でやっておられるということは理解いたしました。そういった現状把握が難しい中だとは思いますが、やはり一番身近に寄り添う小回りがきくのは地方自治体ですので、できるだけそういった現状に寄り添っていただきたいと思うのです。特に2割特例が、令和8年9月に切れますので、それまでに区としてできることなどを考えていただきたいと思うのですが、そういったことはいかがでしょうか。

〇栗原創業・スタートアップ支援担当課長

今、委員がおっしゃったように、2026年9月で2割特例が終了するというのは私どもも注視しているところでございます。そういったことを踏まえて、国が今回やっている調査も踏まえて、国のほうで、2割特例の終了に当たって、どのような動きをしていくのかということも併せてきちんと国の動きも見ながら、そして、日々の相談の中で、特例が終わるに近づけて、多分、事業者の皆様からも様々な声が上がってくるだろうと思いますし、こちらのほうからも、そういったことに対する不安の声などもきちんと拾い上げながら対応は考えていきたいというふうには考えております。

〇おぎの委員

ありがとうございます。難しい中だとは思いますが、なるべく区としてできるようなことは考えていただきたいと思います。

あと、区のホームページやメルマガ、広報紙など、色々なツールを使って広報をされていると思うのですが、それでも届いてない方とかに模索していただきたいというのと、区の商連などがあると思うのですが、そういったものに入るメリットというのはあるのか。一緒にお願いします。

〇小林地域産業振興課長

ただいま商店街のお話が出ました。我々としても、個別の商店街と区との関係ということでいきますと、もちろん1対1の関係もございますけれども、商連に入っていただくことを通じまして、区の取組ですとか区の助成金、あるいは東京都の制度なども一緒にメリットをご説明するような形にしております。近々、商連から、改めて広報というか、商連に入るとこういうメリットがありますと。例えば商品券の事業ですとか、あるいは、今色々週末にイベント、お祭りが行われておりますけれども、そういったところへの支援ということも含めてご支援させていただくところを改めて周知をしっかりと商連と一緒に区もやっていこうということでメッセージを発信していきたいと思っています。

〇おぎの委員

ありがとうございます。商店街とか、区とつながる商連とかもあった、メリットを今聞かせていただいたのですが、実店舗を持っていないフリーランスの方とかも入れるのでしょうか。

〇小林地域産業振興課長

商店街については、例えばですが、エリアに、その周りに例えば商店街という形で複数の店舗がない場合でも商連に入っていただくとか、あるいはプレミアム付商品券の事業に私も参加したいと、

例えば1人だけ、この店舗だけなのですけれどもとか、あるいはそういう店舗がないような形でも会に入っていただくようなことでご案内しているところでございます。

○西村委員長

それでは、ほかにご質疑ございませんでしょうか。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。

プッシュ型支援なのですけれども、区として年間4,000件ぐらいあるとおっしゃっていましたよね。本当に手厚くやっていたいっているのは理解をしております。

先ほど税務署というお話がありましたけれども、税務署の関連団体が色々、青色申告会とかそういうのがあるじゃないですか。私も全て入っているのだけど。やはりこういう支援がありますというのは色々促して、すごく手厚くやっていたいってる。

ただ、やはりフリーランスの方に対しては、まだ分からない部分っていっぱいあるじゃないですか。フリーランスの方たちが把握できていないというのは、これはちょっと非常に、どういう発信の仕方をするのかどうか、私も分からないのだけど、私の意見だと、フリーランスの方に、こういう制度がありますというのを知っていただいて、フリーランスの方に、またそれを発信をしていただくしかないのかなと思っているのだけど、区としても、その辺、フリーランスの方というのは、非常に把握できないというのがあるのを承知の上で今発言しているのですけれども、どういうふうに発信をしていく、今もそうだし、今後も。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

今、周知については、SNSが大分発達してきて、私どもも色々な言葉遣いでヒットするような、そういったものも少しずつノウハウを蓄積してきたところではありますので、やはり誰でも目にできるような形で、SNSを効果的に、そして随時発信するというので、まずは情報を届けていただくというところ。

それから、創業支援施設のほうでも、フリーランスの方を対象にしたセミナーを開催していますので、そういったところにお越しいただく、そういう誘因するような、そういった仕組みもとらせていただいているところですので、まず1回つながって、つながったら、そこでメールマガジンにご登録いただくですとか、そういったつながりを構築して、その後は、またさらにSNSとメールマガジン両輪で発信していくみたいな形をとっていきたいと考えているところです。

○高橋（伸）委員

まさにおっしゃるとおりなのだけど、すごくこれは難しいと思うのです。だから、私は、本当にフリーランスの方に、品川区がやっている制度を伝えてもらうしか私はないと思っているので、区にやってくれとか、私はそういう意味合いの話もしましたけれども、それ以上は把握できていないのだから、できないと思うので、それはもう、何かしらSNSで継続して色々やってくれとかしかないのかなと思っています。

あと、もう1点、実態調査で、先ほど課長が、今、国が再調査をやっていますというお話がありましたけれども、その結果はいつ頃出るのですか。その1点だけ教えてください。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

国の調査につきましては、自治体のほうに、いつ発表になるかという通知ですとか、そういった話が一切おりてきていないので、実際のところは分からないといったところになります。ただ、調査の締切

を見ますと、8月1日までとなっていたので、今、集計されて、秋冬ぐらいには公表されるのではないかと見込んでいます。

○高橋（伸）委員

分かりました。では、それは分かり次第、またお知らせをしていただいて、フリーランスの方にも手厚く知っていただくというのも今後進めていただきたいと思います。

○西村委員長

ほかにご質疑ございませんでしょうか。

○こんの委員

今の高橋伸明委員に少し関連する内容というか、少し重なる部分もあるのですけれども、まず、プッシュ型のほうの話ですけれども、プッシュ型ということは、個々につながってないと、なかなかプッシュって難しいかなと想像するのですけれども、その辺、プッシュ型となると、現実どういうふうに見えるのでしょうかというところが1点。

それから、実態調査のほうですけれども、こちらは、今ご説明いただいたように、国の再調査が行われているということなので、もう既に締め切って、今それをまとめていらっしゃる段階。参考までに、この調査項目、設問があると思うのですが、どんな設問なのかという中身が分かれば、その辺をご説明というか、お知らせいただけますでしょうか。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

まずプッシュ型についてでございます。まさに委員がおっしゃったように、個々につながってないといけないという難しさは確かにあるかなというのは感じているところでございます。ただ、自治体としては、やはり待っていても始まらないので、まずは、できるだけ広報紙ですとかSNSですとか、できるところを色々な媒体を通して、まず知っていただく機会、チャンス数を多く設けて、まずは見ていただく。それで中小企業センターの相談窓口ですとか、創業支援施設にまずはお越しいただく。それから、冬からは、今年度はウェブ相談も実施する予定でございますので、まずは区役所に来庁されなくても気軽にご相談できるという、そういった仕組みを整えているところでございます。

また、今、我々が持ち合わせている事業者情報というのは、それこそ制度ごととか担当ごとで持っている情報を、今後は、例えばデータベース化して、AIなども用いて、つながった方に関しては、それこそAIとかでプッシュ型で、こういった助成金がありますとご案内できるように、そのような形は考えているのですけれども、まずは目に入れていただく、知っていただくということを継続的にやってまいりたいと考えているところでございます。

2点目の実態調査のところについてでございますけれども、国のほうから区のほうにアンケート内容というのは通知されてきていないといったところが実態でございます。ただ、ちょうどアンケートをやっていた頃にインターネットで調べてみたところでございますと、例えば、今回の調査は免税事業者の方を対象にしているアンケートでございまして、その方が、インボイス制度が始まったことによって課税事業者になったのか、そうではないのか。また、そのインボイス制度が始まったことで取引に影響があったのか、価格に転嫁ができる場、交渉の場が設けられたのかどうか。そのような設問が一般的にはインターネットのほうでは確認できたところでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。まずプッシュ型のほうは、色々な媒体を使ってつながる努力を今されている最中だということなので、それはすごく大事なことだと。それがいいことにはプッシュもできないと思

うので、そこら辺のところのご努力を引き続きお願いしたいと感じました。

もう1点の実態調査のほうは、国での調査という、調査項目を今ご説明いただきましたけれども、この調査で、ある程度というか、免税事業者、フリーランス、個人事業主の実態調査の中身で見えてくるものというのはとても参考になるのだろうと、今聞いていて思いました。いわゆる価格交渉だとか、受注した企業との関係性だとかというようなところも多分入ってきているのだろうと思うと、まさにその辺のところ聞きたい、知りたいといったところはちゃんと国で手当をする、そうしたものがされているのかなというふうに想像しますので、それが一番参考になりつつ、さっきのプッシュ型のほうでつながる努力もされているので、ある程度、現段階ではそうしたことが網羅され、品川区としても、ある程度把握ができてくる下地がこれでできるのかなと思うと、まずはそこかなというふうには思います。

なので、今進めていただいているところを引き続きやっていただくのがいいかなと感じました。ありがとうございます。

○西村委員長

ほかにご質疑ございませんでしょうか。

○こしば委員

インボイス制度による実態調査を区のほうへ求める請願の中に、理由を見てましたら、最後のほうに、区がすでに行っている実態調査のように区内の声を直接拾う調査は十分可能であると。インボイス制度の影響についても同様に調査を行うべきであるということが書かれていますけれども、先ほどの課長の説明を聞いている限りでは、その正確さをしっかり担保していくには詳細な情報をつかんでおかなければいけないと思うのです。環境とかそういった若者に関するアンケートであれば、またそれは広くまんべんなくできますけれども、その辺、やはりしっかりとした土台となる情報はつかんだ上でやっていかないといけないとなると、かなり相当ハードルが高いといえますか、今の現状では多分厳しいだろうなと思いました。

そうは言っても、実際、免税事業者の方が取引先から排除されとか、そういった声も実際に聞いているところもありまして、そういった取引の排除だとか不公正な取引があった場合への対応、国だと思いますけれども、こういったものがあるのかということを教えていただきたいと思います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

国のほうでは、下請法などがございますので、そういったところをご相談いただきましたら、例えば国のほうで、発注者側のほうに対応を是正するですとか、罰則をするですとか、例えば立ち入り検査をするとか、そういった権限は国のほうが持っておりますので、そういったところの相談窓口が国のほうにございますので、そういったところをご案内するなどといったことが考えられます。

○こしば委員

であるならば、仮に区のほうに相談に行くときは、そのように対応されるということで、必要な支援というのをつなげていくような仕組みは、もうあると考えていいのですね。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

おっしゃるとおりで、そういった窓口をご案内する整備は整っているところでございます。

○西村委員長

ほかにご質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、まず令和7年請願第13号の取扱いについて、ご意見を伺ってまいります。継続にする、あるいは結論を出す、どちらか、ご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についても

ご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

○こしば委員

結論を出すで、不採択です。

○おぎの委員

本日結論を出すでお願いします。

これは、何度も議論になっているインボイス制度なのですが、そもそもこのインボイス制度というのは、2019年に消費税が8%から10%になって、軽減税率が導入されたときに、国によって軽減税率が違うEU諸国をまねて採用をしたというわけですが、結局、EUも日本よりずっと早くからインボイスをやっていたけれども、結論から言うと、インボイス制度があっても、完全に正しく納税できているとは、EU諸国でも言い切れなくて、むしろ日本以上に今問題になっているというのも聞きます。なので、インボイス制度自体が正しい納税が担保されるというわけではなく、一定の抑止効果をねらっているものの、むしろ制度を複雑化させただけのものだなと思っています。

大企業はインボイスが始まっても困っていません。むしろ小規模事業者やフリーランスにしわ寄せが集中しているというのが実情で、むしろ大企業は制度が自分たちに有利に働きますので、取引を切られる可能性のあるフリーランスとか小規模事業者とか、結果的に弱い立場の人が巻き込まれるような経済格差型の制度だと思います。

導入したタイミングも、個人的にセンスがないなと思っていて、コロナ禍の後の景気低迷や物価高の中で導入したので、中小企業の体力が乏しい状態で、さらにインボイスで負担を課すということになっていって、結果的に税収増加よりも事業者の混乱、負担のほうが目立ちますし、インボイス制度は公正な消費税負担という大義名分ではあるものの、実際には小規模事業者、フリーランスへの負担と排除のリスクが大きいというので、こちらの請願にあります国の不十分な制度に振り回される事業者というのが本当に実態なのだなと私は思っています。

国でこうやって急に決まって、地方自治体におりてきましたので、担当の方も非常に大変だとは思いますが。こんな不十分な制度は1日でも早く廃止したほうがいいと私は思っているのですが、一方で、先ほどの説明にあったように、区内事業者の全体は把握できていないということで、その中でのプッシュ型というのが難しいのではというのは意見がありまして、会派としては不採択という結論になりました。

ですが、事務作業軽減のDX導入助成金とか、まだ使える助成金があるのに、制度を知らないまま困っている事業者には、やはり何とかつながって届けてあげていただきたいですし、2割特例の適用期間が切れる令和8年9月までには、もしそのときにインボイス制度が廃止になっていなければ、区として何らかの救済策を考えていただきたいと強くお願いいたします。よろしくお願いします。

○こんの委員

本日結論を出すでお願いします。

先ほども質問させていただきました。区としては色々な媒体で、色々つながる努力をされている最中だということですので、それがいいことにはプッシュもまだ行かないのだろうなというところで不採択でお願いします。

○せらく委員

本日結論を出すでお願いします。

先ほど様々な取組を整備されていることだとか、新しい取組、品川スタートアップ・エコシステムだ

とかご説明いただきました。今回、プッシュ型支援の導入を求めるということなのですが、困っている人がちゃんと利用できるような状況になっているとか、必要な人に知られているかなど、問合せの際の情報提供だとか、必要な情報にたどり着けるような工夫というのは、引き続きお願いしたいと思います。

こちらは、経営者、個人事業主や小規模な事業だとしても、一経営者ということで、もしかしたらちょっと厳しいことを申し上げるかもしれないですが、やはり与えられる情報だけでなく、自らリサーチすることは、逆に1つあるのではないかと考えますので、今回は不採択でお願いいたします。

○高橋（伸）委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

○西村委員長

それでは、本請願については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

令和7年請願第13号、小規模事業者を下支えするためのプッシュ型支援の導入を求める請願について、お諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、令和7年請願第14号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

○こしば委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

理由としましては、先ほども触れましたけれども、本来であれば、このインボイス制度というよりは、経営難に陥っているフリーランスの方を含めた、そういった方々への支援策、実際にもう区のほうでもされて、また国のほうでもあるということですので、そこに着目をすべきではないのかなと。今の現状だと、区のほうで実態調査をするには詳細な情報をとることが難しいということですので、不採択でお願いします。

○おぎの委員

本日結論を出すでお願いします。

先日の9月11日の豪雨が明けて区内を回ったときに、長年区内で飲食業を営んでいた事業者の方からも、水害は今回だけだから頑張って片づけるけれども、何とかするけど、もうインボイスは、あれだけ何とかしてくれという声を、やっぱり幾つか聞いたのです。先ほど言っていたように、開業届等が国だということで、区内事業者の全容を把握しづらいということは分かりますが、やはり小さな事業者

に寄り添えるのは小回りのきく地方自治体だと思いますので、まずはつながる方法を、区としてもできることを模索していただきたいと思います。

前回の中小企業庁の調査も期待できるものではなかったもので、今回もやっていますが、個人としては、ちょっとどうかなと思って、こちらの請願に関しましては、個人としては非常に賛同する内容なのですが、ただ、会派としては、区の独自調査となると、区内の個人事業主を対象とするためには、全区民を対象とする広範囲な調査が必要となり、多大な時間と費用がかかることが予想されます。特定の業種に偏った結果も出る事態も考えられますということで、不採択をお願いします。

○こんの委員

本日結論を出すでお願いいたします。

国の実態調査が再度行われているといったところで、まずは先ほどのプッシュ型の話ではないですが、個々につながる努力を今されている最中で、そうしたことから見えてくることを直接聞かれること、こうしたものが区の、いわゆる実態調査に近いところの努力をされているのだろうというふうにも受け取れるわけです。そこで、なかなか区として把握がしきれない事業者へ、国が今、再度やっていることも1つ参考になるものでありますので、まずはその結果を見ながら、引き続きフリーランスの方や個人事業主の方に寄り添っていただきながら、あらゆるご相談にまたつながる努力をお願いをされていますので、引き続きお願いしたいということで、本請願については不採択でお願いいたします。

○せらく委員

本日結論を出すでお願いいたします。

この制度については、所属政党の考えなどで反対するものではないのですが、やはりこれだけ叫ばれている中、区として区内の事業者の思いだったり実態を把握してもらいたいと思っています。国での調査の結果を待ちながらということではございますが、区での独自実態調査も反対するものではないというふうに考えまして、採択にしたいと思います。

○高橋（伸）委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

○西村委員長

それでは、本請願については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

令和7年請願第14号、インボイス制度による事業者への影響の実態調査を品川区独自で行う請願を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○西村委員長

最後に、予定表3、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、区民委員会に係わる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目とそれに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議場での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも、議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思ひます。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願ひます。

○藤原副委員長

明日でなくても、今日、要望だけしたいのですが、せらく議員の質問の中で、五反田の件が出ましたよね。客引きの案件が出たと思うのですがけれども、実は、品川区におひでの条例は、この区民委員会でお話が出て、あの条例を制定したのですがけれども、あのときの答弁は、たしか官民が連携してというような答弁だったと思うのです。だけど、私の個人的な考えかもしれないのですがけれども、民間の人が客引きの方に、「それはいけないんじゃないですか」とか言うのって、すごく恐怖心があると思うのです。

それで、課長、これは要望なのですがけれども、やはり条例がある以上は条例を守ってもらわないと困るじゃないですか。品川区の中でつくっているのですから。品川区におひで、条例って大事ですよ。その条例違反でそういう事件が間違いなく起きたわけですよね。そういうことをしてはいけないのに。だから、ここをちゃんと品川区の担当としては受け止めて、まずは区の職員等がそこで話して、これはやってはいけないのだということを言ひて、それでも何回も続くのであるならば、所管である、例えば五反田でいうなら大崎警察が行ひて、徹底的にその辺は取締まりをしていかないといけないと私は思うのですがけれども、いけないと思うし、やっていっていただきたと思うのですがけれども、その辺について、1点だけ答弁をいただければありがたいのですがけれども。

○西村委員長

それでは、藤原副委員長から、せらく議員の一般質問項目の安全・安心な地域環境の確保について、こちらに関連して、五反田の客引きについてということで、あと条例についてお聞きしたいということですので、明後日の委員会で理事者のご答弁をいただきたと思ひます。よろしくおひでいたします。

ほかに、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。9月24日も午前10時からのおひででございます。

これをもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午前11時17分閉会